

協議第 10 号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等については、以下の方針により調整するものとする。

- 1 受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整する。
- 2 同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を生じないように、原則として統一する。

同種の施設の使用料については、各施設間の均衡を考慮して調整する。

平成 15 年 12 月 4 日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	1 5 使用料・手数料等の取扱い
調整の内容	<p>使用料・手数料等については、以下の方針により調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整する。2 同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を生じないように、原則として統一する。 <p>同種の施設の使用料については、各施設間の均衡を考慮して調整する。</p>

【提案理由】

住民が直接負担する使用料・手数料等については、その金額や種類について、負担の公平性の原則に基づき、行政格差を生じないように制度を統一し、住民の一体性の確保を図る必要がある。また、同時に、受益者負担の原則に則り、サービスの提供に対し、適正かつ応分な負担となるよう配慮する必要がある。

【先進事例】

市町村名	合併の期日	使用料・手数料等の取扱い
東京都 西東京市 (新設合併)	平成13年1月21日	<p>2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。 (2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 (3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 (4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 (5) 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 (2) 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 (3) 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	<p>使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。</p>

【法令・取扱通知等】

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）抜粋

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第 238 条の 4

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（第 1 ～ 3 項、5 ～ 6 項は省略）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

（第 2 ～ 3 項は省略）

【現況】

現況	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	備考
関係例規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金賦課徴収条例 ・ 稲沢市行政財産の目的外使用に関する使用料条例 ・ 稲沢市手数料徴収条例 ・ 稲沢市手数料徴収条例施行要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父江町使用料徴収条例 ・ 祖父江町手数料徴収条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和町道路、公共用物の管理に関する条例 ・ 平和町手数料徴収条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲沢中島広域事務組合手数料徴収条例 	平成 15 年 3 月 31 日現在
主な使用料・手数料等	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	

別紙

1 使用料

合併協定項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合
児童福祉事業		中央児童館使用料		
その他の福祉事業			平和らくらくプラザ使用料	
環境対策事業				斎場使用料
				祖父江霊園永代使用料
商工・観光関係事業	産業会館使用料			
建設関係事業	公園使用料			
	市営住宅使用料	町営住宅使用料		
	道路占用料	道路占用料	道路、公共用物占用料	
上下水道事業	下水道使用料	下水道使用料	下水道使用料	
	農業集落排水施設使用料	農業集落排水施設使用料	農業集落排水施設使用料	
社会教育事業	陸上競技場使用料			
	福島球場使用料			
	美術館使用料			
	美術館観覧料			
	体育施設使用料			
	総合体育館使用料	総合体育館使用料	総合体育館使用料	
	市民球場使用料			
	市民会館使用料			
	公民館使用料			
	勤労福祉会館使用料			
	勤労青少年ホーム体育施設使用料			
	勤労青少年ホーム使用料			
	学校開放使用料	ナイター使用料	学校開放使用料	
	テニスコート使用料	テニスコート使用料	社会体育施設使用料	
		テニスコート照明使用料		
		温水プール使用料		
			農村環境改善センター使用料	
その他事業	行政財産の目的外使用料	使用料	道路、公共用物占用料	
	総合文化センター使用料			

2 手数料

区分	稲沢市	(単位)	祖父江町	(単位)	平和町	(単位)
戸籍の全部、個人、一部事項証明	450円	1通	450円	1通		
除籍の全部、個人、一部事項証明	750円	1通	750円	1通		
戸籍の謄本、抄本	450円	1通	450円	1通	450円	1通
除籍の謄本、抄本	750円	1通	750円	1通	750円	1通
戸籍記載事項証明	350円	1通	350円	1件	350円	1件
除籍記載事項証明	450円	1通	450円	1件	450円	1件
戸籍届書記載事項証明	350円	1通	350円	1通	350円	1通
戸籍受理証明	350円	1通	350円	1通	350円	1通
戸籍受理証明(上質紙)	1,400円	1通	1,400円	1通	1,400円	1通
戸籍届書の閲覧	350円	1件	350円	1件	350円	1件
住民票の写し	300円	1通	200円	1通	200円	1枚
除住民票の写し	500円	1通				
住民票記載事項証明	200円	1通				
除住民票記載事項証明	300円	1通				
住民票の閲覧	200円	1世帯	200円	1人		
住民基本台帳のリスト閲覧	200円	1枚			200円	1人
戸籍の附票の写し	300円	1通				
除籍の附票の写し	500円	1通				
戸籍の除附票の写し	500円	1通				
住民基本台帳カード	500円	1枚				
印鑑登録証明	200円	1通	200円	1枚	200円	1件
印鑑登録証	200円	1枚			200円	1件
印鑑登録手帳再交付			200円	1枚		
外国人登録原票の写し	300円	1通				
外国人登録原票記載事項証明	300円	1通				
外国人閉鎖登録原票記載事項証明	500円	1通				
身分証明	200円	1通	200円	1件	200円	1件
臨時運行許可	750円	1両				
精神障害者ホームヘルパーの派遣	580円以内	1時間				
自立老人ホームヘルパーの派遣	580円以内	1時間				
精神障害者短期入所	1,510円以内	1日				
自立老人デイサービス	520円以内	1日				
生きがい活動支援通所					500円以内	1件
軽度生活援助等					420円以内	1時間
在宅老人短期保護					5,200円以内	1日
在宅重度障害者短期保護					6,150円以内	1日
入浴サービス	1,250円以内	1回				
重度視覚障害者ガイドヘルパーの派遣	80円以内	1時間				
家庭訪問員派遣			153円以内	1時間		
ふっ化物の歯面局所塗布			340円	1がく		
本籍住所居所に関する証明			200円	1枚		
埋火葬に関する証明			200円	1枚		
犬登録	3,000円	1頭	3,000円	1頭	3,000円	1頭
狂犬病予防注射済票交付	550円	1枚	550円	1頭	550円	1頭
犬登録鑑札の再交付	1,600円	1枚	1,600円		1,600円	1頭
狂犬病予防注射済票再交付	340円	1枚	340円		340円	1頭
鳥獣飼養登録票交付	4,600円	1件	4,600円	1件	4,600円	1件
鳥獣飼養登録票更新	4,600円	1件	4,600円	1件	4,600円	1件
鳥獣飼養登録票再交付	4,600円	1件	4,600円	1件	4,600円	1件
地縁団体認可証明	200円	1通				
認可地縁団体印鑑登録証明	200円	1通	200円	1枚		
市町税に関する証明	200円	1枚	200円	1枚		
課税証明					200円	1枚
納税証明					200円	1枚
所得証明					200円	1枚
原動機付自転車等標識再交付					200円	1両
市町税に関する台帳又は地積図の閲覧	200円	1件				
市町税に関する台帳又は地積図の写し	200円	1枚				
納税管理人に関する証明			200円	1枚		
営業に関する証明	200円	1枚	200円	1枚	200円	1枚
法人及び組合に関する証明			200円	1枚		
土地、建物その他物件に関する証明	200円	1枚	200円	1枚		
評価証明					200円	1枚
資産証明					200円	1枚
一般公共用自転車駐車場認定	5,500円	1件				
住宅用家屋証明	1,300円	1件	1,300円	1件	1,300円	1件
公簿公文書及び図面閲覧			200円	1件	200円	1件()
その他の諸証明又は文書で事実を認証するもの	200円	1枚	200円	1枚	200円	1件

土地建物は5筆又は5棟、図面は1枚につき1件